

令和8年度千葉市動物公園総合案内及び入園ゲート業務委託 企画提案事業者募集要項

1 募集要項について

本要項は、千葉市（以下「本市」という。）が企画提案により発注する「令和8年度千葉市動物公園総合案内及び入園ゲート業務委託」に関し、受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集の趣旨

千葉市動物公園は年間約60万人が訪れる「種の保存」「環境教育」「調査・研究」「レクリエーション」といった社会的役割をもつ千葉市を代表する集客施設である。

本業務委託では、多様な問い合わせやニーズに対して迅速かつ的確に対応、案内を行う総合案内業務や、入園料等を徴収し、厳重に取り扱う入園ゲート業務に対して、民間事業者の有するノウハウを活用することにより、来園者サービスの向上や管理経費の縮減に繋げるものである。

本企画提案は、令和8年3月31日をもって現委託期間が満了となることに伴い、令和8年4月1日からの受託者として、来園者の利便性向上に寄与した質の高いサービスが提供でき、斬新で柔軟性のある発想力と豊富な実績を有する事業者を公募し、選定することを目的とする。

3 業務の名称及び概要

（1）業務の名称

令和8年度千葉市動物公園総合案内及び入園ゲート業務委託

（2）業務の内容

「令和8年度千葉市動物公園総合案内及び入園ゲート業務委託仕様書」のとおり。

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）履行場所

千葉市若葉区源町280番地 千葉市動物公園

（5）委託金額（上限額）

47,322,000円（税込）を上限とする。

（6）支払い条件

年3回払い

（7）担当課

千葉市都市局公園緑地部動物公園管理班

住所：千葉市若葉区源町280番地

電話：043-252-7566

メール：dobutsu.ZOO@city.chiba.lg.jp

4 参加資格要件

- 次に記載する（1）～（8）をすべて満たす法人とする。
- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （3）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （4）千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- （5）千葉市物品等入札参加資格者停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- （6）市税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること（千葉市税が課税されていない者は、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税を滞納していないこと）。
- （7）令和 2 年度から令和 6 年度までに動物園・水族館、博物館等の社会教育施設、都市公園施設、レクリエーション施設等において同種業務（入園料及び使用料等を徴収する業務及び案内業務）の元請けとして履行した実績を有すること。
- （8）共同企業体等については、次のア～ウの要件を満たしていること
- ア　すべての構成員において（1）～（7）の要件を満たしていること。
- イ　共同企業体等に関する契約を締結していること。
- ウ　他の共同企業体の構成員、または単独で本企画提案に参加していないこと。

5 参加手続き等

（1）スケジュール

No.	内容	日程
1	公募開始（仕様書公開）	令和 8 年 1 月 21 日（水）
2	質問受付期限	令和 8 年 1 月 27 日（火）17 時必着
3	質問への回答	令和 8 年 1 月 29 日（木）
4	企画提案参加申込書の提出期限	令和 8 年 2 月 9 日（月）17 時必着
5	参加資格審査結果通知	令和 8 年 2 月 12 日（木）
6	企画提案書の受付期限	令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時必着
7	プレゼンテーション及び質疑応答	令和 8 年 3 月上旬
8	優先交渉権者の公表	令和 8 年 3 月上旬
9	契約締結	令和 8 年 4 月 1 日

（2）企画提案参加申込

本企画提案に参加を希望する者は、以下の書類を作成し、参加申し込みをすること。

ア 提出書類（各1部）

- (ア) 企画提案参加申込書（様式第1号）
- (イ) 会社の概要を説明した資料（様式第2号または会社のパンフレット等）
- (ウ) 同種業務の実績書（様式第5号）
- (エ) 誓約書（様式第6号）
- (オ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※1
- (カ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）※1
- (キ) 共同企業体等一覧表（様式第3号）※2
- (ク) 委任状（共同企業体等）（様式第4号）※2
- (ケ) 共同企業体の構成員間で取り交わした契約書等の写し※2

※1 参加申し込み時点で千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない場合は必須とする。

※2 共同企業体で申し込む場合は必須とし、すべての構成員分を提出すること。

イ 提出方法

持参、郵送または宅配

ウ 提出期限

令和8年2月9日（月）17時必着

エ 提出先

「3 業務の名称及び概要（7）担当課」のとおり

（3）質問の受付、回答

企画提案書等の作成にあたり、本募集要項及び仕様書について疑義がある場合は、以下により質問をすることができる。

ア 質問の提出方法

質問書（様式第11号）を作成し、電子メールで提出すること。

イ 質問の受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年1月27日（火）17時必着

ウ 提出先

「3 業務の名称及び概要（7）担当課」のとおり

エ 質問への回答

令和8年1月29日（木）までに市ホームページにおいて公表する。

なお、質問の回答内容については、本募集要項の追加または修正とみなす。

（4）現地説明会

現地説明会は実施しないが、見学を希望する場合は担当課まで電話連絡すること。

（5）企画提案書

企画提案書の作成にあたっては、以下の項目について留意し、作成すること。

ア 作成部数は8部とし、1部は社名を記載（正本）、7部は無記名（副本）とすること。

- イ 企画提案書は印刷製本した 8 部のほか、電子データを記録した媒体（CD-R または DVD-R）を 1 枚併せて提出すること。
- ウ 書式の定めがあるもの以外は A4 版、横書きで作成すること。印刷の向きに関しては定めない。
- エ 企画提案書は仕様書記載の内容を熟読したうえで、募集要項別紙を参照し、「評価項目」と「評価事項」、「目的・着眼点」を踏まえ、下記項目に沿って可能な限り具体的かつ詳細な説明を含んだ提案書を作成すること。
- （ア）責任者の業務実績（様式第 7 号）
- （イ）業務副責任者の業務実績（様式第 8 号）
- （ウ）業務の実施体制（様式第 9 号）
- （エ）人工配置（様式第 13 号、様式第 14 号）
- ※仕様書別紙 3 及び別紙 4 を参考にすること。
- （オ）事故・災害発生時の体制及び救命救急訓練等
- （カ）千葉市民の雇用、現在の職員の継続雇用への配慮やその他市の施策への配慮
- （キ）業務内容に対する理解、考え方
- （ク）公金の取扱いに対する考え方
- ※仕様書別紙 5 を参考にすること。
- （ケ）園内活動（イベント、教育普及活動、ボランティア）支援
- （コ）接客業務及び来園者サービス向上の考え方
- （サ）従業員教育の方針（研修、情報共有、能力向上、個人情報の取り扱い等）
- （シ）従業員間の連絡体制
- （ス）マニュアルの整備
- （セ）提案事項

①来園者のマナーアップに対する提案

【例】

- ・来園者が園内利用のルールを理解し、守っていただくために、入園ゲートや総合案内で行うことができる働きかけや周知の手法
- ・多種多様な来園者（年齢、言語等）がいることを理解し、必要な配慮を行いながら実行できるマナー向上のための取り組み

＜参考：園内に多く寄せられる苦情＞

動物に大声で呼びかける、写真のフラッシュ撮影、異物（エサ、石等）の投げ込みなど

②動物公園の満足度向上に対する提案

【例】

- ・来園者を気持ちよく迎え入れ、長く滞在したいと思ってもらえるような取り組み
- ・「また来たい」と思ってもらい、リピーターの獲得に繋がるような取り組み

③その他任意提案

- （ソ）提案価格書（様式第 10 号）
- （タ）積算内訳書（任意様式）※作業ごとの内訳を記載

オ 提出期限

令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時必着 ※企画提案に参加し、参加資格を有する者のみ

カ 提出方法

持参、郵送または宅配（郵送の場合は事故を防ぐため、書留等の使用を推奨）

キ 提出先

「3 業務の名称及び概要（7）担当課」のとおり

（6）辞退

本企画提案への参加申し込み後、参加を辞退する場合は辞退届を提出すること。

ア 提出書類

辞退届（様式第11号）：1部

イ 提出先

「3 業務の名称及び概要（7）担当課」のとおり

6 審査方法

（1）審査方法及び結果の通知

- ア 審査は本市が設置する委員会において、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、企画提案書の内容を精査・評価のうえ、最優秀提案1件を決定する。
- イ 提案者のプレゼンテーションへ出席できる人数は、5名以内とする。出席者は、応募者及びその構成員に所属する者に限る。
- ウ 説明は、提出した企画提案書の資料を基に行い、追加の資料配布は認めない。
- エ プrezentationの詳細な日時、会場については別途調整のうえ、通知する。
- 開催日 令和8年3月上旬
- 開催場所 千葉市動物公園管理事務所（予定）
- オ プrezentationは20分以内、質問時間は15分程度を予定する。プレゼンテーションの際に必要な物品（パソコン等）は提案者が準備すること。
- カ 審査の結果は、決定後、速やかに提案者に電子メールで通知するとともに、千葉市ホームページで公表する。（最優秀提案者のみ事業者名を公表する）なお、審査内容に関する質問や選定結果に関する異議申立ては受け付けない。
- キ 評価点の合計点が最も高い事業者が複数いる場合は、委員による審議により決定する。
- ク 応募者が1者であっても評価を行う。ただし、最優秀提案として適当でないと認められる場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。
- ケ 委員全員の合計点が5割以上に達した者を選定の対象とする。
- コ 審査項目の「任意提案」を除き、委員二人以上が0点をつけた項目がある場合は失格も含めた協議の対象とし、委員全員が0点をつけた項目がある場合は失格とする。
- サ 委員全員の合計点が最も高い提案者及びその次点の提案者を契約締結候補者とする。審査の結果、合計総評価点が同点になった場合は、委員の合議により決定する。

（2）評価項目及び配点

審査における評価項目と各配点は募集要項別紙を参照すること。

7 契約

- (1) 委員会において、最優秀提案と決定した提案を提出した者を優先交渉権者とし、詳細な業務内容及び契約条件について、千葉市と協議・合意した後に委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画提案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立となった場合は次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を双方で保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。
- (5) 委託料の支払いについては、年3回払いとする。
- (6) この契約は令和8年度予算が千葉市議会において議決されることをもって効力を発揮する。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本委託業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しない。

8 業務評価が優良事業者に対する委託期間の延長協議

本企画提案により選定された事業者については、本市が必要と認めた場合に限り、本市と同事業者との間で次年度の同業務の継続について協議することができるとしている。

- (1) 市は4月から11月末までの業務を評価し、業績が良好※であると判定された場合に限り、事業者に対し委託業務の継続について協議がされることとする。
 - (2) 協議の結果、事業者が次年度の業務を継続する場合については、本市より次年度の委託内容、改善点、課題点、要望等を提示する。それらを踏まえ、企画提案時に提出した企画提案書を更新し、次年度に向けた企画提案書として、別途示す期限までに本市に提出する。
 - (3) 市は提出された企画提案書をもとに委託仕様書を確定させ、事業者に対し見積書の徴取を行う。見積額が委託上限額内である場合、契約を締結し委託期間を延長する。
 - (4) 委託契約期間の延長は最大2回（令和8年度～10年度）まで認められるものとする。
 - (5) 委託内容は毎年見直しができることとし、委託上限額が増減する場合がある。また、本規定は業績が良好である等の条件を満たした場合の委託期間延長を確約するものではない。
- ※ 基本業務の履行状況や企画提案事項の実施状況などの項目について総合的に評価を行う。
- ※ 本契約は単年度契約であり、各年度における契約は、当該年度の予算が千葉市議会において議決された場合に限り締結できるものとする。

9 企画提案の無効・失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 企画提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (3) 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用など、契約を履行することが困難な状態になった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (8) プрезентーションの日時に参集が出来なかった場合

10 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ、修正を依頼する場合がある。
- (6) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (7) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、審査期間中は、第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (8) 本企画提案で知り得た情報を千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。